

契約図書

当初設計

業務名：国道 180 号（明地トンネル）

外トンネル非常用設備点検業務委託

場 所：日野郡日野町門谷外

業 務 概 要 書

- 1

業 務 名

国道180号（明地トンネル）外トンネル非常用設備点検業務委託
- 2

業 務 場 所

日野郡日野町門谷外
- 3

履 行 期 間

令和9年3月19日限り
- 4

事 業 目 的
- 5

業 務 内 容

トンネル非常用設備点検

業務計画 一式

総合点検 一式

個別点検

国道180号（明地トンネル）

一式

国道181号（四十曲トンネル）

一式

国道183号（生山トンネル）

一式

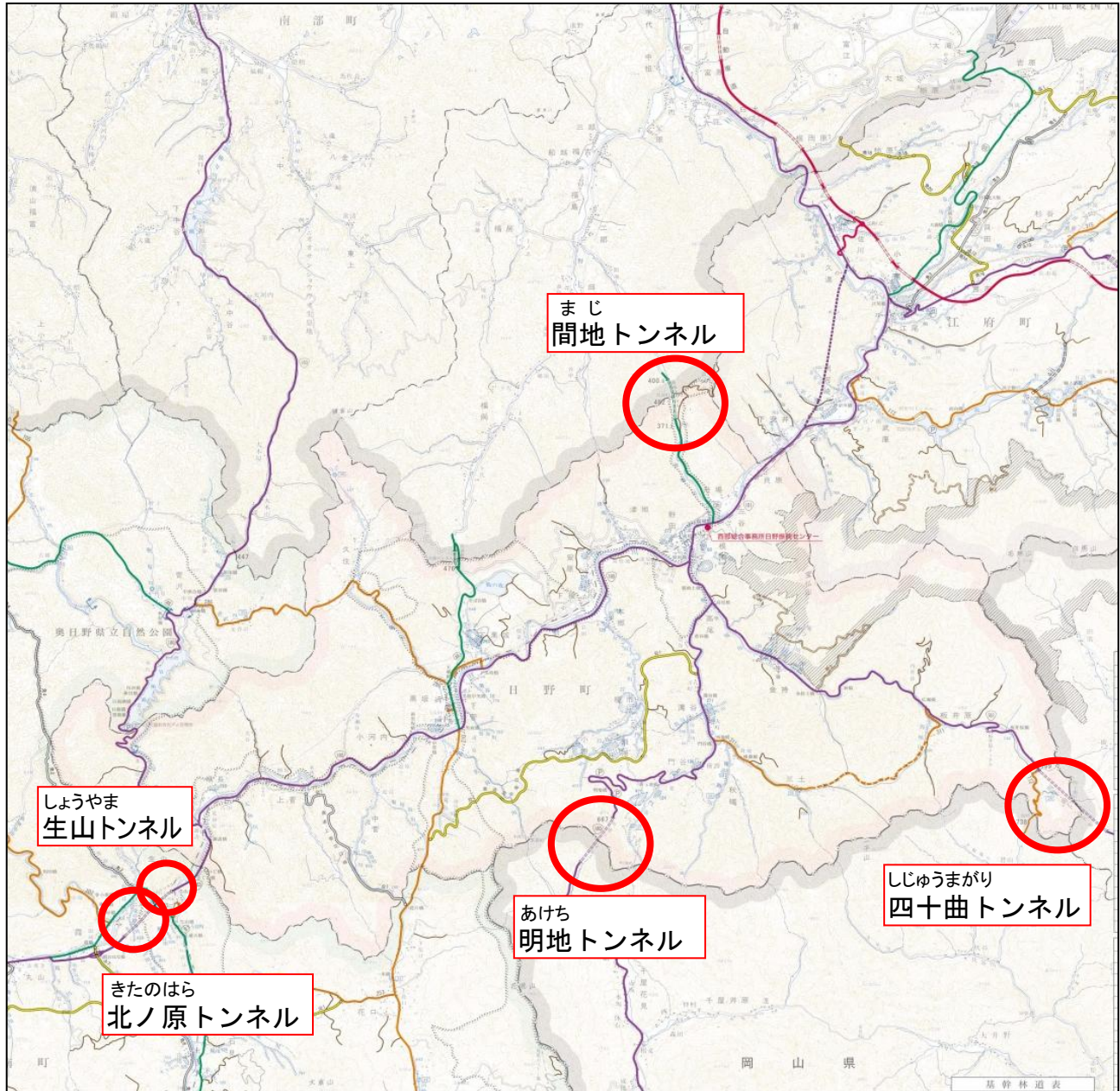
国道183号（北ノ原トンネル）

一式

県道西伯根雨線（間地トンネル）

一式

業務位置図



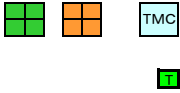
間 地 ト ン ネ ル 警 報 設 備 配 置 図



延長	1,130m
幅	8.00m
高	未記入
1974年3月	
岡山県	

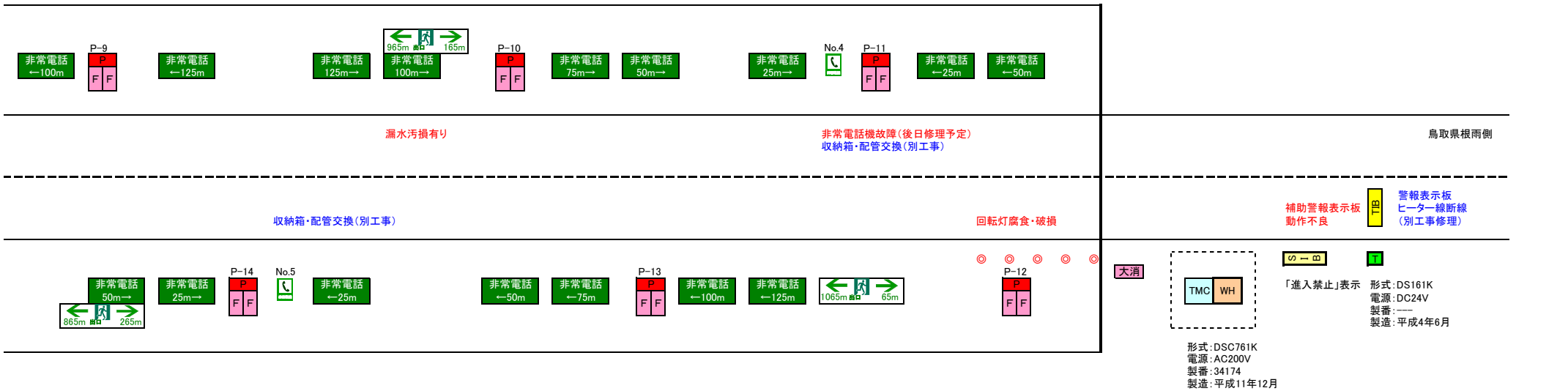
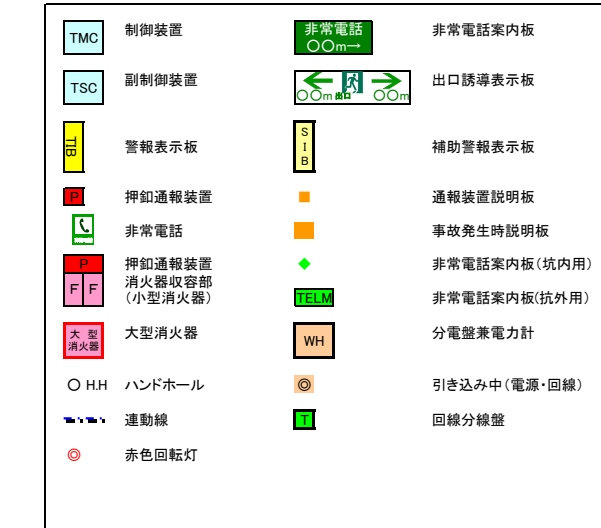
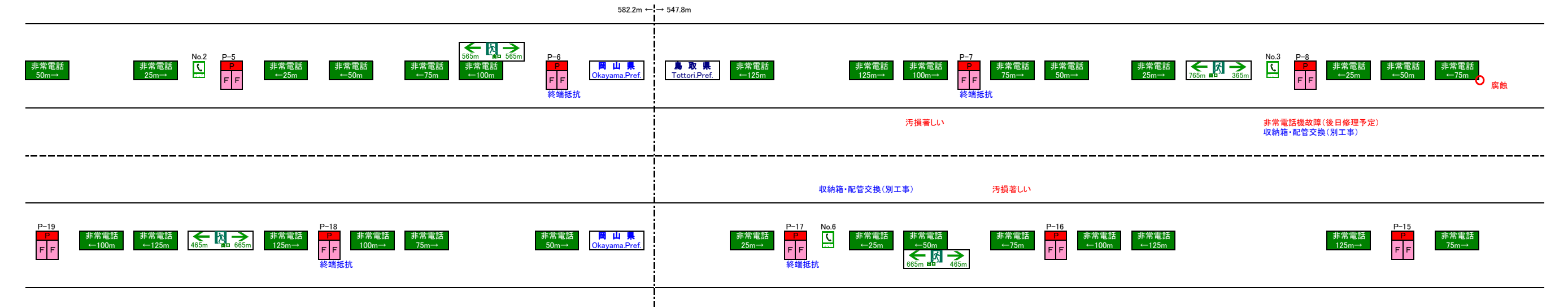
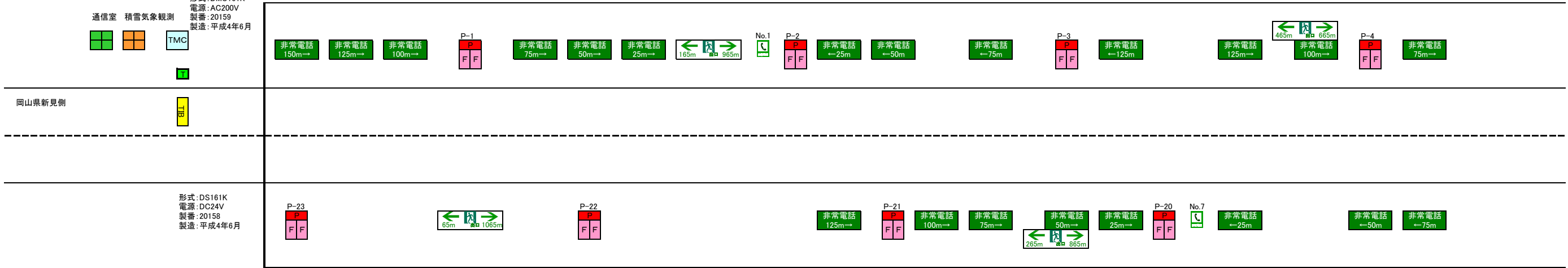
形式:DMC161K
電源:AC200V
製番:20159
製造:平成4年6月

通信室 積雪気象観測



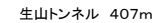
形式:DS161K
電源:DC24V
製番:20158
製造:平成4年6月

明地トンネル警報設備配置図



生山トンネル 407m

生山トンネル 407m



非常電話
←25m

非常電話
←50m

非常電話
←75m

非常電話
100m←→100m

P-5
P
F F

490m 400m

非常電話
75m→

非常電話
50m→

非常電話
25m→

P-6
P
F F

T-3

非常電話
←25m

非常電話
←50m

非常駐車帯

非常電話
50m→

非常電話
25m→

P-14
P
F F

T-7

非常電話
←25m

非常電話
←50m

非常電話
←75m

P-15
P
F F

540m 350m

非常電話
90m←→90m

非常電話
75m→

非常電話
50m→

非常電話
25m→

P-16
P
F F

T-8

非常電話
←75m

非常電話
100m←→100m

P-7
P
F F

640m 250m

非常電話
75m→

非常電話
50m→

非常電話
25m→

P-8
P
F F

T-4

非常電話
←25m

非常電話
←50m

非常電話
←75m

P-9
P
F F

形式: TACS-TIBI-S
製番: 040905
電源: AC460V
製造: 2004年9月

かすみIC側

TSC3
TIB

警報表示板
一部時々異常点灯有り

非常電話
←25m

非常電話
←50m

非常電話
←75m

非常電話
100m←→100m

P-17
P
F F

740m 150m

非常電話
75m→

非常電話
50m→

非常電話
25m→

P-18
P
F F

T-9

非常電話
←25m

LC
TSC3

形式: TACS-TC-B
製番: 040905
製造: 2004年9月

	制御装置		非常電話案内板
	副制御装置		出口誘導表示板
	警報表示板		補助警報表示板
	押釦通報装置		通報装置説明板
	非常電話		非常電話案内板(坑内用)
	押釦通報装置 消火器收容部 (小型消火器)		非常電話案内板(坑外用)
	大型消火器		分電盤兼電力計
	機側操作盤		引き込み中(電源・回線)
			回線分電盤

延長	890m	施 工	
幅	9.5m		
高	4.7m		
鳥取県			

数量総括表

費目・工種・種別・細別	規 格	単位	起工数量	変更数量	摘 要
測量業務					
トンネル非常用設備点検					
業務計画等					
	業務計画	設備	5.0		5トンネル
	技術的所見のとりまとめ	設備	5.0		5トンネル
総合点検					
	道路トンネル非常用装置	式	1.0		5トンネル
個別点検					
県土整備局・警察・消防					
	受信制御器	台	1.0		日野県土整備局
	監視盤	面	1.0		日野県土整備局
	モニター盤	面	3.0		黒坂警察署・溝口派出所・西部消防
四十曲トンネル					
	制御装置	台	1.0		
	副制御装置(岡山側のみ)	台	1.0		
	警報・補助警報表示板	面	3.0		
	警報・補助警報表示板(岡山側のみ)	面	2.0		
	押しボタン式通報装置	台	21.0		
	消火器収納箱	台	21.0		
	非常用電話・非常用電話収納箱	台	6.0		
	非常用電話案内板	枚	37.0		
	誘導表示板	枚	22.0		
	坑口大型消火器	台	1.0		
間地トンネル					
	制御装置	台	1.0		
	副制御装置	台	1.0		
	警報・補助警報表示板	面	3.0		
	押しボタン式通報装置	台	10.0		
	押しボタン式通報装置一体型・消火器収納箱	台	10.0		
	非常用電話・非常用電話収納箱	台	10.0		
	非常用電話案内板	枚	72.0		
	誘導表示板	枚	10.0		

数量総括表

費目・工種・種別・細別	規 格	単位	起工数量	変更数量	摘 要
	坑口中型消火器	台	2.0		
明地トンネル					
	制御装置	台	1.0		
	制御装置(岡山側のみ)	台	1.0		
	警報・補助警報表示板	面	2.0		
	警報・補助警報表示板 (岡山側のみ)	面	1.0		
	押しボタン式通報装置	台	11.0		
	押しボタン式通報装置 一体型・消火器収納箱	台	11.0		
	非常用電話 ・非常用電話収納箱	台	4.0		
	非常用電話案内板	枚	33.0		
	誘導表示板	枚	5.0		
	坑口大型消火器	台	1.0		
生山トンネル					
	副制御装置・警報表示板 1(一体型)	台	1.0		
	副制御装置・警報表示板 2(一体型)	台	1.0		
	警報表示板手元操作盤	台	2.0		
	警報・補助警報表示板	面	1.0		
	押しボタン式通報装置	台	8.0		
	非常用電話 ・非常用電話収納箱	台	4.0		
	非常用電話案内板	枚	26.0		
北ノ原トンネル					
	制御装置・警報表示板 (一体型)	台	1.0		
	副制御装置・警報表示板 3(一体型)	台	1.0		
	警報表示板手元操作盤	台	2.0		
	押しボタン式通報装置	台	18.0		
	押しボタン式通報装置 一体型・消火器収納箱	台	18.0		
	非常用電話 ・非常用電話収納箱	台	9.0		
	非常用電話案内板	枚	60.0		
	誘導表示板	枚	8.0		
旅費交通費		式	1.0		
安全費					
四十曲トンネル	交通誘導警備員	式	1.0		規制日数 N=1日
	後尾誘導車	式	1.0		規制日数 N=1日

道路トンネル非常用施設点検業務 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、道路トンネルに設置している非常用施設の老朽化等による異常又は損傷を早期に発見し、良好な状態を保持し、常に必要な機能と信頼性を確保することを目的として実施するものである。

2 適用範囲

本業務は、以下に示すトンネル非常用施設の点検に適用するものとする。

- ・ トンネル非常用施設

事 務 所：受信制御機 1（監視盤）・受信制御機 2
黒坂警察署：モニター盤（全トンネル）
溝口幹部派出所：モニター盤（間地トンネル）
西部消防局：モニター盤（全トンネル）

四十曲トンネル(国道 181 号)

トンネル非常用設備 1 式（トンネル内岡山県側設備除く）

1. 制御装置・警報表示板・補助警報表示板×2
2. 副制御装置・警報表示板・補助警報表示板
3. トンネル内信号灯（4 箇所）

岡山県側副制御装置関係は、連動機能試験のみとする。

明地トンネル(国道 180 号)

トンネル非常用設備 1 式（トンネル内岡山県側設備除く）

1. 制御装置・警報表示板・補助警報表示板
2. 副制御装置・警報表示板

岡山県側制御装置は、連動機能試験のみとする。

生山トンネル(国道 183 号)

トンネル非常用設備 1 式（北ノ原トンネル連動動作含む）

1. 副制御装置 1・警報表示板・補助警報表示板
2. 副制御装置 2・警報表示板・(小型表示板除く)

北ノ原トンネル(国道 183 号)

トンネル非常用設備 1 式（生山トンネル連動動作含む）

1. 制御装置・警報表示板・(小型表示板除く)
2. 副制御装置 3・警報表示板

間地トンネル(主要地方道西伯根雨線)

トンネル非常用設備 1 式（補助警報表示板設置のカメラ設備を除く）

1. 制御装置・警報表示板
2. 副制御装置・警報表示板・補助警報表示板

全トンネル内

（押しボタン式通報装置、消火器、非常電話、案内板）
坑口設置消火器含む

3 準拠すべき基準・指針

- ・ トンネル換気設備・非常用施設点検・整備標準要領（案）
（平成 28 年 3 月 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画課）
- ・ 道路トンネル維持管理便覧（平成 5 年 11 月 社団法人日本道路協会）
- ・ 電気通信施設点検基準（案）（令和 8 年 3 月国土交通省）

4 業務内容

(1) 点検計画

①現地踏査

契約後速やかに作業上必要な資料調査及び現地踏査を行い、工程、作業方法、安全対策等の必要事項を記載した実施計画書を監督員へ提出すること。

②関係機関等協議

道路通行規制や道路使用等に係る資料を作成し、関係機関と協議を行うこと。

なお、本業務は、昼間の片側交互通行を見込んでいるが、これによりがたい場合は、事前に監督員と協議を行うものとする。

(2) 業務打合せ

発注者と、工程、作業方法、安全対策、点検結果等について打合せを行う。打合せは当初、最終の計2回を標準とする。

(3) 点検作業

① 点検内容

「非常用施設点検・整備標準要領（案）」に示すチェックシートに基づき、トンネル毎の設備の実態を十分に把握した上で、各設備の動作状態、破損状況、腐食状況等の異常の有無を確認する。

② 補修内容

点検中の補修は、点検日程で行える定額の部分での補修を想定しているが、これによらない場合は、監督員と協議すること。制御回路等の不良で緊急性を要し、数千円程度で短期間修理が可能な場合は点検内修理とする。

③ 応急措置

緊急性を要する動作不良等の異常を確認した場合は、速やかに監督員と協議すること。

落雷等による伝送回線障害・交換部品等が発生しない障害調査・復旧作業は、点検内とする。ただし、事務所停電作業などによる立会・処置作業は別途協議する。

(4) 点検調書作成

「非常用施設点検・整備標準要領（案）」に示す点検・整備チェックシートの内容に準ずる点検・整備総括表、点検・整備記録表等を作成し、電子データを監督員へ提出する。

その他、必要に応じて故障記録票、設備改良・更新記録表等を作成する。また、不良箇所が確認された場合、その内容及び概算工事費を監督員に報告する。

5 成果品の提出

- ・ 業務報告書 1式
- ・ トンネル点検調書電子データ 1式
- ・ 点検写真・点検調書 1式

トンネル警報設備別点検・報告内容

1. 事務所内 受信制御機・監視盤点検

名 称	点 検 内 容
1 電源電圧測定	入力電圧・出力電圧を測定器を使用して測定し、異常の有無を判定する。
2 制御電圧測定	各部制御電圧を測定器にて測定し、基準値内に調整する。
3 伝送送信レベル測定	伝送送信レベルを測定器にて測定し、基準値内に調整する。
4 伝送受信レベル測定	伝送受信レベルを測定器にて測定し、基準値内に収まるよう各現場側を調整する。
5 伝送最低受信レベル測定	最低受信レベルを測定器にて測定し、基準値以下で受信するように調整する。
6 伝送監視時間測定	伝送動作にて監視時間を測定し、異常の有無を判定する。
7 伝送回線送信電流測定	伝送回線送信電流を測定器にて測定し、著しく低い場合は、調整・調査を行う。
8 蓄電池内部抵抗測定	蓄電池の内部抵抗を測定器を使用して測定し、蓄電池の劣化による容量低下状態を判定する。
9 蓄電池充電電圧測定	各蓄電池の充電電圧を測定し、基準値内に調整する。
10 蓄電池温度測定	各蓄電池表面温度を測定し、異常の有無を判定する。
11 制御部動作確認	制御部各部の動作状態を確認し、異常の有無を判定する。
12 伝送部動作確認	伝送部各部の動作状態を確認し、異常の有無を判定する。
13 事故発生通報動作確認(監視盤含む)	各トンネル内押釦通報装置を動作させ各トンネル事故発生表示及び警報の鳴動を確認する。
14 故障項目等動作確認	各トンネル機器の異常情報を受信し、表示及び警報の鳴動を確認する。
15 遠隔表示制御動作試験	受信制御機より、遠隔制御にて事故発生・補助表示項目等の表示・消滅動作を確認する。
16 確認灯・操作スイッチ類の動作確認	受信制御機・監視盤の全確認灯の点灯状態及び操作スイッチの誤作動の有無を確認する。
17 停電動作確認	停電40分の制御動作試験を行い、蓄電池の状態を数値にて記録し、異常の有無を判定する。
18 機器の点検・清掃	機器の設置状態及び機器内外を洗浄剤を使用し清掃、異常の有無を確認する。

2. 警察・消防署他 モニター盤点検(岡山側設置機器は除く)

名 称	点 検 内 容
1 電源電圧測定	入力電圧・出力電圧を測定器を使用して測定し、異常の有無を判定する。
2 制御電圧測定	各部制御電圧を測定器を使用して測定し、基準値内に調整する。
3 伝送回線受信電流測定	伝送回線受信電流を測定器を使用し測定し、著しく低い場合は、調査・修理を行う。
4 伝送回線断電流測定	受信回線断になる電流値を測定器を使用し測定し、基準値内に調整する。
5 伝送監視時間測定	伝送動作にて監視時間を測定し、異常の有無を判定する。
6 蓄電池充電電圧測定	各蓄電池の充電電圧を測定し、基準値内に調整する。
7 蓄電池の状態確認	蓄電池放電試験等を行い、蓄電池の状態を判定する。
8 制御部動作確認	制御部各部の動作状態を確認し、異常の有無を判定する。
9 伝送部動作確認	伝送部各部の動作状態を確認し、異常の有無を判定する。
10 事故発生通報動作確認	各トンネル内押釦通報装置を動作させモニター盤の各トンネル事故発生表示及び警報の鳴動を確認する。
11 停電動作確認	停電40分の制御動作試験を行い、蓄電池の状態を数値にて記録し、異常の有無を判定する。
12 機器の点検・清掃	機器の設置状態及び機器内外を洗浄剤を使用し清掃、異常の有無を確認する。

トンネル警報設備別点検・報告内容

3. 各トンネル側 制御装置・副制御装置点検(岡山側は、連動動作試験のみ)

名 称	点 検 内 容
1 電源電圧測定	入力電圧・出力電圧を測定器を使用して測定し、異常の有無を判定する。
2 制御電圧測定	各部制御電圧を測定器にて測定し、基準値内に調整する。
3 伝送送信レベル測定	伝送送信レベルを測定器にて測定し、基準値内に調整する。
4 伝送受信レベル測定	伝送受信レベルを測定器にて測定し、基準値内に収まるよう各現場側を調整する。
5 伝送最低受信レベル測定	最低受信レベルを測定器にて測定し、基準値内に調整する。
6 伝送回線送信電流測定(四十曲TN)	伝送回線送信電流を測定器にて測定し、著しく低い場合は、調査を行う。
7 蓄電池内部抵抗測定	蓄電池の内部抵抗を測定器を使用して測定し、蓄電池の容量低下を判定する。
8 蓄電池充電電圧測定	各蓄電池の充電電圧を測定し、基準値内に調整する。
9 蓄電池温度測定	各蓄電池表面温度を測定し、異常の有無を判定する。
10 蓄電池の状態確認	蓄電池の変形・破損・電極等の腐食確認・清掃を行い、蓄電池の状態を判定する。
11 制御部動作確認	制御部各部の動作状態を確認し、異常の有無を判定する。
12 伝送部動作確認	伝送部各部の動作状態を確認し、異常の有無を判定する。
13 押釦回路絶縁抵抗測定	押釦通報装置各回路の絶縁抵抗を測定し、押釦通報回路異常の有無を判定する。(回路異常時は、仮処置を行う)
14 押釦回路動作電圧・抵抗測定	押釦通報装置各回路の動作電圧・抵抗値を測定し、押釦通報回路異常の有無を判定する。
15 事故発生通報動作確認	トンネル内押釦通報装置を全数動作させ表示板の表示、各機器への事故発生通報動作を確認する。
16 故障項目等動作確認	機器内の異常情報を送信し、受信制御機の表示及び警報の鳴動を確認する。
17 遠隔表示制御動作試験	受信制御機より、遠隔制御にて事故発生・補助表示項目等の表示・消滅動作を確認する。
18 確認灯・操作スイッチ類の動作確認	制御部各確認灯の点灯状態及び操作スイッチの誤作動の有無を確認する。
19 停電動作確認	停電30分後10分間の「事故発生」表示試験を行い、蓄電池の状態変化を数値測定し、異常の有無を判定する。
20 落雷等の異常箇所の確認	変圧器・避雷器等保安部の破損・焼損等を確認し、軽微な箇所は、点検時に補修する。
21 機器外観	目視等により、機器外観に変形・破損・腐食等が無い確認する。
22 機器絶縁抵抗測定	機器内の絶縁抵抗を測定及び、絶縁状態を確認する。(電子回路部は除く)
23 機器接地抵抗測定	接地抵抗の測定及び接地線の接続状態を確認する。(制御装置・副制御装置のみ)
24 機器の点検・清掃	機器の設置状態及び機器内を洗浄剤を使用し清掃、異常の有無を確認する。

4. 各トンネル警報表示板(補助表示板)点検(岡山側は、連動動作試験のみ)

名 称	点 検 内 容
1 電源電圧測定	入力電圧・出力電圧を測定器を使用して測定し、異常の有無を判定する。
2 制御電圧測定	各部制御電圧を測定器にて測定し、基準値内に調整する。
3 蓄電池内部抵抗測定(実装機器のみ)	蓄電池の内部抵抗を測定器を使用して測定し、蓄電池の容量低下を判定する。
4 蓄電池充電電圧測定(実装機器のみ)	各蓄電池の充電電圧を測定し、基準値内に調整する。
5 蓄電池温度測定(実装機器のみ)	各蓄電池表面温度を測定し、異常の有無を判定する。
6 蓄電池の状態確認(実装機器のみ)	蓄電池の変形・破損・電極等の腐食確認・清掃を行い、蓄電池の状態を判定する。
7 制御部動作確認	制御部各部の動作状態を確認し、異常の有無を判定する。
8 事故発生通報動作確認	トンネル内押釦通報装置を動作させ表示板の「事故発生」表示動作及び視認性を確認する。
9 警報音の動作確認	スピーカーの警報音を測定し、基準値内に調整する。
10 注意灯の動作確認	表示板注意灯の点滅状態を確認し、点滅回数を基準値内に調整する。
11 調光動作試験	表示項目の自動調光動作を確認し、動作状態を判定する。
12 故障項目等動作確認	機器の異常信号を、制御機・副制御装置へ送り「機器故障」表示動作を確認する。
13 遠隔表示制御動作試験	受信制御機より、遠隔制御にて事故発生・補助表示項目等の表示・消滅動作を確認する。
14 確認灯・操作スイッチ類の動作確認	機側操作盤設置箇所は、各確認灯の点灯状態及び操作スイッチの動作状態を確認する。
15 停電動作確認	停電30分後10分間の「事故発生」表示試験を行い、正常動作を確認する。
16 落雷等の異常箇所の確認	変圧器・避雷器等保安部の破損・焼損等を確認し、軽微な箇所は、点検時に補修する。
17 機器外観・支柱の点検	目視等により、機器及び支柱の外観に変形・破損・腐食等が無い確認する。
18 機器の点検・清掃	機器の設置状態及び機器内を洗浄剤を使用し清掃、異常の有無を確認する。

トンネル警報設備別点検・報告内容

5. トンネル内 押釦通報装置・非常電話・案内・誘導表示板等点検(岡山側は除く)

名 称		点 検 内 容
1	押釦通報動作試験	全箇所の押釦通報装置を動作させ事故発生通報の確認及びスイッチ・表示灯の動作状態を個別に確認する。
2	押釦通報釦保護カバーの交換	押釦通報釦保護カバーが破損・劣化した箇所は、点検時に交換する。
3	押釦通報装置の赤色点滅動作確認	事故発生時、赤色表示灯の点滅動作を確認し、点滅回数を基準値内に調整する。
4	押釦通報装置の点検	機器内の結露、腐食、通報回路の状態、外観の変形破損等を確認し、異常の有無を判定する。
5	押釦通報装置の清掃	赤色表示灯を含む機器全体を洗浄剤を使用して清掃し、トンネル内での視認性を確保する。
6	通報装置収納箱内消火器の点検	消火器設置箇所は、清掃及び外観の腐食、変形破損等を確認し、異常の有無を個別に判定記録する。
7	非常電話機の通報・通話試験	全電話機より警察(110)・消防(119)へ発信通報し、通話状態を確認する。
8	非常電話機の通報・通話試験2	「故障」・「事務所」通報がある場合は個別に発信通報し、通話状態を確認する。
9	非常電話機の点検	腐食、変形破損等を確認し、清掃・補修を行う。
10	非常電話収納箱の点検	腐食、変形破損及び、箱内外、表示灯の清掃・表示灯不点灯を確認する。(蛍光灯交換は、別途指示)
11	非常電話案内板・出口誘導表示板の点検	洗浄剤を使用して清掃し、損傷、変形、腐食、汚損状態を個別に確認する。
12	その他	不良箇所は状況により補修を行う。予備品にて短時間で修理可能な箇所は点検内に修理を行う。

6. トンネル内 事故発生信号灯器点検(岡山側を含む全数)点検規制時に行う

名 称		点 検 内 容
1	信号灯器動作試験	全箇所の押釦通報装置を動作させ「事故発生」時の表示灯の動作状態を個別に確認する。
2	信号灯器の取付状態点検	灯具内外の結露、腐食、接続部等の状態、外観の変形破損等を確認し、異常の有無を判定する。
3	信号灯器の清掃	赤色表示灯を含む機器全体を洗浄剤を使用して清掃し、トンネル内での視認性を確保する。

7. 報告書

名 称		点 検 内 容
1	測定数値の記入	測定器を使用し機器各部の測定数値を記入し、基準値・許容範囲・判定を記入する。
2	確認事項の記入	各部の名称及び確認内容・判定を記入する。
3	所見内容の記入	機器の異常及び補修内容を記入する。
4	点検写真	点検場所及び点検内容を記載した状況写真を提出する。
5	所見写真	機器運用に支障を及ぼす箇所の状況写真、著しい不良箇所補修等の事前・事後写真等を提出する。
6	その他の記事	軽微な調査等の資料を記載する。

電気通信施設点検基準（案） （1 / 3）

総合点検

令和8年3月

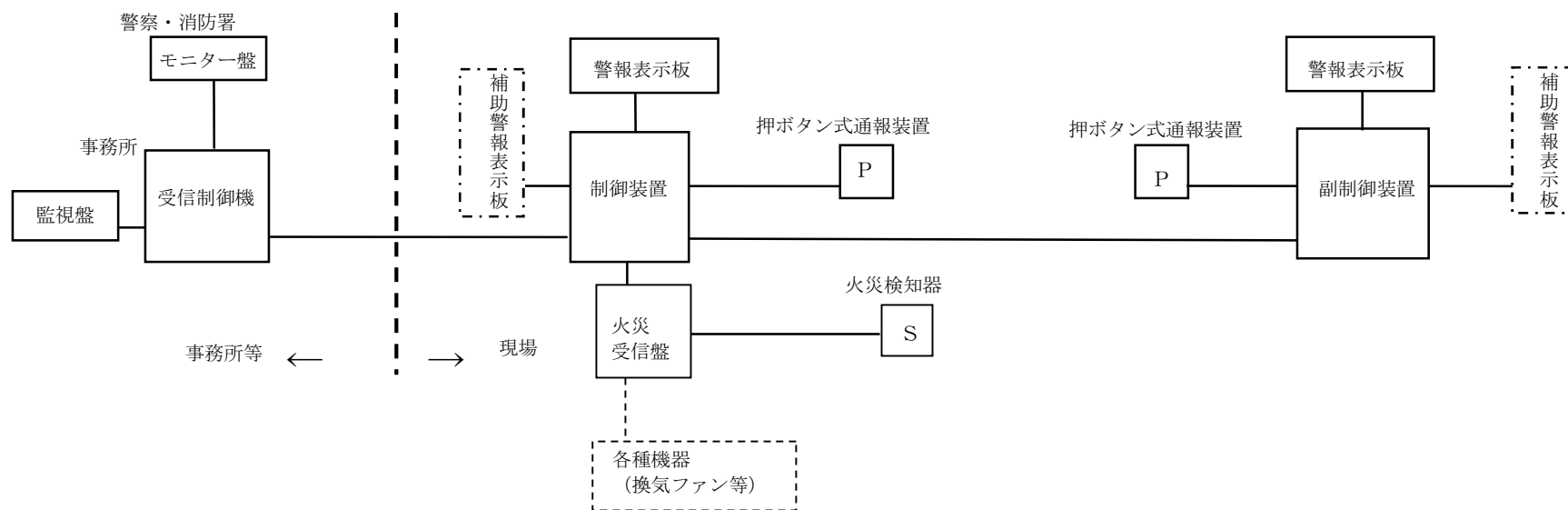
「総合点検」 1 3 - 1 道路トンネル非常用装置

No	確認事項の概要		作業の実施範囲・具体的方法等						使用測定器等	点検目的の概要	備 考
1	運用者等からの確認及び報告等		前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業結果概要の報告等を行う。							システム運用者等との連携及び効果的な作業実施	
2	時計装置の確認		受信制御機の時刻が正常であることを確認する。							システム構成機器の正常動作の確認	作業場所は事務所 受信制御機に時計装置がある場合のみ実施
3	総合警報動作の確認	火災検知器（火災）	火災検知器を動作させたとき、最優先で表示板、サイレン及び注意灯が正常に「火災発生」の警報動作すること及び受信制御機、モニター盤、監視盤にて当該トンネルの「火災発生」が通報されることを確認する。 システム構成は図 1 3 - 1 による。						火災検知器試験器	システム構成機器の正常動作の確認	火災検知器からの動作確認は全数実施する。 作業場所はトンネル内、トンネル両坑口、電気室、事務所、トンネルに火災検知器が設置されている場合のみ実施
		押ボタン式通報装置（事故）	押ボタン式通報装置から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン及び注意灯が正常に「事故発生」の警報動作すること及び受信制御機、モニター盤、監視盤にて当該トンネルの「事故発生」が通報されることを確認する。 システム構成は図 1 3 - 1 による。								押ボタン式通報装置からの動作確認は 1 年間で全数となるよう選定して実施する。 作業場所はトンネル内、トンネル両坑口、事務所
		火災と事故の優先動作確認	火災検知器の動作と押ボタン式通報装置の操作が両方行なわれたとき表示板、受信制御機、モニター盤、監視盤の警報動作が「火災発生」を優先することを確認する。						火災検知試験器		作業場所はトンネル内、トンネル両坑口、電気室、事務所 トンネルに火災検知器が設置されている場合のみ実施
4	総合停電時動作の確認		交流入力強制遮断して、30分経過後、押ボタン式通報装置から操作されたとき、最優先で警報表示板（補助警報表示板）が10分以上の所定の警報動作を行うこと及び受信制御機、モニター盤、監視盤にて当該トンネルの「事故発生」が通報されることを確認する。 システム構成は図 1 3 - 1 による。						○ ストップウォッチ	システム構成機器の停電時の正常動作の確認	作業場所はトンネル内、トンネル両坑口、事務所 トンネルに予備発電装置がある場合は確認不要
			交流入力強制遮断したとき、非常電話機の表示ランプと誘導表示板が40分以上正常に点灯することを確認する。						○ ストップウォッチ		作業場所はトンネル内 トンネルに予備発電装置がある場合は確認不要

注 1. 交流入力強制遮断は各機器に電源を供給している引込分電盤等で行うものとする。ただし、受信制御機・モニター盤は機器単独で電源を落とし、確認を行なうものとする。

2. 受信制御機に 2 トンネル以上接続されている時には停電時動作の確認は 40 分間の 1 回のみとし、2 トンネル目からは監視表示動作の確認とする。

3. 火災検知器を動作させた時の火災受信盤の各種機器の連動動作は別途とする。



注) 火災検知器と火災受信盤はA A級とA級トンネルのみ設置

図 1 3 - 1 システム構成

電気通信施設点検基準（案） （ 2 / 3 ）

個別点検

令和 8 年 3 月

「個別点検」 19ー 1 道路トンネル非常用装置（制御装置）（1／2）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示部の確認	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○		テスタ		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
3	送受信信号出力の確認	送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値以外であれば調整する。 送信レベル －15dBm～0dBm 受信レベル －35dBm～0dBm					○		レベル計、周波数カウンタ、発信器		
4	蓄電池の確認	蓄電池電圧をセル毎に点検し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。					○		テスタ		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は均等充電不要。標準値は試験成績書を確認する。
		蓄電池の液面をセル毎に点検し、適性値にあることを確認する。なお、不足の場合は補水する。					○				メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は除く。
		蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。					○		比重計、温度計		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は除く。アルカリ用、鉛用の保守用器具は混用しないこと。
		蓄電池の内部インピーダンスをセル毎に測定し確認する。					○		インピーダンス計		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）のみ確認する。
5	動作の確認	機側操作 制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。					○				
		遠方制御(1) 副制御装置操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。					○				
		遠方制御(2) 受信制御装置操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。					○				
		調光動作 昼間、夜間の輝度調整機能が正常に動作することを確認する。					○				
		解除動作 試験モードスイッチ等の扉閉による自動復帰が正常であることを確認する。					○				
		故障表示動作 回線断、機器故障、ヒューズ断等の故障表示試験を行い、正常であることを確認する。					○				
		雷サージ保護機能 雷サージの保護機能を目視にて確認する。					○				
		インバータ電圧 インバータの出力電圧が規定値であることを確認する。 ±10%以内					○		テスタ		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
		通話試験 制御装置と受信制御機間及び制御装置と副制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であることを確認する。					○				

注1 鉛蓄電池の液温は45℃以下、比重はC S形で20℃において1.215±0.010が標準である。

「個別点検」 19-1 道路トンネル非常用装置（制御装置）（2/2）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
7	絶縁抵抗の確認	絶縁抵抗を測定し基準値以内であることを確認する。 絶縁抵抗：10MΩ以上					○		絶縁抵抗計 (500Vメガー)		
8	接地抵抗の確認	接地抵抗を測定し基準値以内であることを確認する。 接地抵抗：100Ω以下					○		接地抵抗計		
9	据付状態の確認	据え付け状態を点検し、緩み等がないことを確認する。					○				
10	機器の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

No	確認事項の概要		作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
				毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	表示部の確認		表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	電源電圧等の確認		チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○		テスタ		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
3	蓄電池の確認		蓄電池電圧をセル毎に点検し、基準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。					○		テスタ		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は均等充電不要。標準値は試験成績書を確認する
			蓄電池の液面をセル毎に点検し、適性値にあることを確認する。なお、不足の場合は補水する。					○				メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は除く。
			蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、基準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。					○		比重計、温度計		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は除く。 アルカリ用、鉛用の保守用器具は混用しないこと。
			蓄電池の内部インピーダンスをセル毎に測定し確認する。					○		インピーダンス計		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）のみ確認する。
4	動作の確認	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯注意灯が正常に動作することを確認する。					○				
		遠方制御(1)	制御装置操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。					○				
		遠方制御(2)	受信制御装置操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。					○				
		調光動作	昼間、夜間の輝度調整機能が正常に動作すること確認する。					○				
		解除動作	試験モードスイッチ等の扉閉による自動復帰が正常であることを確認する。					○				
		故障表示動作	回線断、機器故障、ヒューズ断等の故障表示試験を行い、正常であることを確認する					○				
		雷サージ保護機能	雷サージの保護機能を目視にて確認する。					○				
		インバータ電圧	インバータの出力電圧が規定値であることを確認する。 ±10%以内					○		テスタ		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
		通話試験	制御装置と副制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であることを確認する。					○				
5	接続部の確認		接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				

注1 鉛蓄電池の液温は45℃以下、比重はCS形で20℃において1.215±0.010が標準である。

「個別点検」 19 - 2 道路トンネル非常用装置（副制御装置）（2 / 2）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
6	絶縁抵抗の確認	絶縁抵抗を測定し基準値以内であることを確認する。 絶縁抵抗：10MΩ以上					○		絶縁抵抗計 (500Vメガー)	装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
7	接地抵抗の確認	接地抵抗地を測定し基準値以内であることを確認する。 接地抵抗：100Ω以下					○		接地抵抗計		
8	据付状態の確認	据え付け状態を点検し、緩み等がないことを確認する。					○				
9	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃すること。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 19-3 道路トンネル非常用装置（受信制御機）

No	確認事項の概要		作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
				毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	表示部の確認		表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。	○							装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	電源電圧等の確認		チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○		テスタ		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
3	送受信信号出力の確認		送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm～0dBm 受信レベル -35dBm～0dBm					○		レベル計、周波数カウンタ、発信器		
4	対モニタ盤 送信電流の確認		送信電流を測定し、基準値位内であることを確認する。基準値以外であれば基準値に調整する。 電 流 20mA以下 線間電圧 100V以下 対地電圧 50V以下					○		テスタ		
5	蓄電池の確認		蓄電池電圧をセル毎に点検し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。					○		テスタ		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は均等充電不要。標準値は試験成績書を確認する
			蓄電池の液面をセル毎に点検し、適性値であることを確認する。なお、不足の場合は補水する。					○				メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は除く。
			蓄電池の比重及び液温をパイロットセル毎に測定し、標準値以内であることを確認する。なお、充電が必要な場合は均等充電を行う。					○		比重計、温度計		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）は除く。
			蓄電池の内部インピーダンスをセル毎に測定し確認する。					○		インピーダンス計		メンテナンスフリーの蓄電池（MSE等）のみ確認する。
6	動作の確認	表示制御	受信制御機から制御して、表示板、サイレン及び注意灯が正常に動作することを確認する。					○				
		故障表示動作	回線断、機器故障、ヒューズ断等の故障表示試験を行い、正常に監視できることを確認する。					○				
		通話試験	受信制御装置と制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ないことを確認する。					○				
		転送機能	モニタ盤への転送機能が正常であることを確認する。					○				
7	接続部の確認		接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	
8	据付状態の確認		据え付け状態を点検し、緩み等がないことを確認する。					○				
9	機器本体の清掃等		機器本体の内外面を清掃する。					○				
10	予備品等の確認		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○			障害時の備え	

注1 鉛蓄電池の液温は45℃以下、比重はCS形で20℃において1.215±0.010が標準である。

「個別点検」 19-4 道路トンネル非常用装置（警報表示板、補助警報表示板）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	表示部の確認	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを再確認する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○		テスタ		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
3	見え方の確認	表示板前方から樹木等の障害がなく表示情報が判読できることを確認する。					○				
4	動作の確認	機側操作					○				
5	接続部の確認	制御装置または副制御装置から表示項目、サイレン及び注意灯動作の指令を受け正常動作することを確認する。					○				
6	据付状態の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				
7	表示部の汚損状態確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	
8	機器本体の清掃等	表示部を清掃し、明瞭に判読できることを確認する。					○				
		機器本体の内外面を清掃する。					○				

「個別点検」 19-5 道路トンネル非常用装置（モニタ盤）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	表示部の確認	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○		テスタ		原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
3	受信電流の確認	受信電流を測定し、基準値以内であることを確認する。 電 流 20mA以下 線間電圧 100V以下 対地電圧 50V以下					○		テスタ		
4	蓄電池の確認	蓄電池電圧を点検し、基準値以内であることを確認する。					○		テスタ		基準値は試験成績書を確認する。
5	動作の確認	警報表示動作					○				
		停電動作					○		ストップウォッチ		
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				
7	据付状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○				
8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 19-6 道路トンネル非常用装置（監視盤）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示部の確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。	○							装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	動作の確認	制御装置及び副制御装置から警報動作を行い、監視盤で監視表示等が正常に行われることを確認する。					○				
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				
4	据付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○				
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 19-7 押ボタン式通報装置

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示灯の確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	原則として調整しない。調整する時は調整前の数値を記録すること。
2	電源電圧等の確認	チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 定格電圧±10%以内					○		テスタ		
3	絶縁抵抗の確認	回路ごとに絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。 絶縁抵抗：1.5MΩ以上					○		絶縁抵抗計 (250Vメガー)		
4	保護樹脂板の破損等の確認	保護樹脂板の破損、変改、脱落等の有無を確認する。					○				
5	消火器の確認	消火器本体、安全栓、ホース等の外観を確認する。					○				
6	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				
7	据付状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○				
8	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」 19－8 非常電話機

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示灯の確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	据付状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○				
3	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	
4	通話試験	全ての電話機において、全指定連絡先（警察、消防、道路管理者等）との通話試験を実施する。					○			装置の正常動作の確認	

「個別点検」 19－9 誘導表示板

No	確認事項の概要	作業の実施範囲・具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検目的の概要等	備 考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
1	表示灯の確認	表示ランプを点灯し、球切れの場合交換する。交換後正常であることを再確認する。					○			装置の正常動作の確認 標準値（規定値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	内照式のみ。
2	絶縁抵抗の確認	回路ごとに絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。 絶縁抵抗：1 0 MΩ 以上					○		絶縁抵抗計 (500Vメガー)		
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。					○				
4	据付状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○				
5	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持	

電気通信施設点検基準（案） （3／3）

巡回点検

令和8年3月

「巡回点検」 4-1 道路トンネル非常用装置

No.	確認事項の概要	作業実施範囲・具体的方法	点 検 周 期						使用測定器等	点検目的の概要等	備考
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月	12 ヶ 月			
		6. 誘導表示板 ① 表示灯の確認 ・表示ランプを点灯し、球切れの有無を確認する。 ② 機器本体の清掃等 ・機器等の内外面を清掃する。 7. 火災受信盤 ① 表示部の確認 ・ランプ試験で表示部の断線、球切れ状況を確認する。 ② 機器本体の清掃等 ・機器等の内外面を清掃し、各部に汚れ、錆、ケーブル状態、ケーブル被覆に有害な損傷が無い確認する。 8. 火災検知器 ① 受光窓、チェックランプの破損等の確認 ・受光窓、チェックランプの破損、変形、脱落等の有無を確認する。 ② 機器本体の清掃等 ・受光部、チェックランプ部の清掃及び、各部に汚れ、損傷、錆、ケーブル状態、ケーブル被覆に有害な損傷が無い確認する。									

※ 設備の設置環境、運用状況、管理体制を考慮して基準で規定される点検周期の間もしくは特定の時期（冬季の前後、台風期、植生の繁茂期等）を定めて行う施設の巡回点検

道路工事抑制期間中の対応に関する特記仕様書

令和6年8月28日調達公告以降
西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

1 全般

県内各地で渋滞の発生が予測される**ゴールデンウィーク期間、夏季観光・帰省ラッシュ期間及び年末年始期間及びその他イベント等（以下「道路工事抑制期間」という。）**は著しい交通量の増加が予想されるため、契約期間内に道路工事抑制期間を含む工事は円滑な交通の確保及び事故防止に万全を期すること。

2 対象期間

道路工事抑制期間は、下記ホームページより確認すること。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/223440.htm>

（道路企画課／道路建設課ホームページ「工事等による通行規制情報」に掲載）

3 道路交通の確保

工事施工中の場合は仮復旧等の措置を施し安全の確保に努め、原則として交通開放すること。
なお施工上、交通開放できない場合においては、片側通行による交通の確保に努めること。

4 保安措置

保安施設設置基準により保安施設を措置するとともに、特に次の点を徹底すること。

- （1）工事用機材、車両及び土砂等の資材を交通の支障となる場所には置かないこと。
- （2）河川工事については、増水時に工事用機材、車両及び土砂等の資材が流されないように十分な対策や対応を行うこと。
- （3）工事現場には、工事標識、バリケード等を配置し、一般の人が立ち入らないよう措置するとともに、特に人の往来や交通量の多いところでは、夜間赤色保安灯及び黄色回転灯を設置すること。

5 その他

- （1）仮復旧又は砂利道等の状態で交通開放する場合は、陥没・不等沈下及び段差が生じないようにすること。
- （2）片側通行箇所においては、車両の誘導及び信号機等のバッテリー残量に十分注意すること。
- （3）道路上で工事作業員が交通事故にあうことのないよう十分注意すること。
- （4）豪雨時には河川巡視及び堤防や地山の点検等を十分に実施すること。
- （5）道路工事抑制期間中の連絡系統・現場巡視体制を監督員に提出し、必ず実行すること。（休む前の現場状況を写真に撮っておくこと。1日1回以上の現場巡視を行い、異状発生時には速やかに現場対応を行うこと。）
なお、連絡系統・工事巡視体制は道路工事抑制期間の開始1週間前までに監督員に提出すること。
- （6）現場巡視は、二人以上で行うこと。

積算参考資料

工事設計書

施 工 年 度	令和 08 年度
事 業 区 分	単県
路 線 名 等 河 川 名 等	国道180号外
工 事 名	国道180号（明地トンネル）外トンネル非常用設備点検業務委託
施 工 位 置	日野郡日野町門谷外
設 計 金 額	
工 事 概 要	トンネル非常用設備点検 業務計画 一式 総合点検 一式 個別点検 国道180号（明地トンネル） 一式 国道181号（四十曲トンネル） 一式 国道183号（生山トンネル） 一式 国道183号（北ノ原トンネル） 一式 県道西伯根雨線（間地トンネル） 一式

総括情報表

頁0-0002

事務所 設計書名 変更回数 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	25 日野県土整備局 設計書 当初 08-*****-00000-10 0 1 実施単価 39 日野町 00-08.08.10(0) 5 委託:H23.10以降		
	当 世 代	前 世 代	
発注区分 業務区分 工事価格端数処理 消費税率(%) 諸経費率(測量)	41 一般(建設) 01 土木 00 千円止め 10 60.2		

* 測量業務委託費 *

内訳書

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
測量業務委託費						X1000
トンネル非常用設備点検						Y1999 (レベル1)
業務計画等						Y2999 (レベル2)
業務計画						VKEIKAKU01 00
業務計画等 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	5		設備			単第0 -0001 表 080810
技術的所見のとりまとめ						VKEIKAKU02 00
業務計画等 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	5		設備			単第0 -0002 表 080810
総合点検						Y2999 (レベル2)
道路トンネル非常用装置						VSOUGOU00 00
総合点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		一式			単第0 -0003 表 080810
個別点検						Y2999 (レベル2)
県土整備局・警察・消防						Y3999 (レベル3)

＊ 測量業務委託費 ＊

内訳書

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
受信制御装置									VKOBETU05	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		台						単第0 -0007	表 080810
監視盤									VKOBETU09	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		面						単第0 -0008	表 080810
モニター盤									VKOBETU08	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	3		面						単第0 -0009	表 080810
四十曲トンネル									Y3999	(レール3)
制御装置									VKOBETU01	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		台						単第0 -0010	表 080810
副制御装置（岡山県側のみ）									VKOBETU04	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		台						単第0 -0011	表 080810
警報表示板、補助警報表示板									VKOBETU06	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	3		面						単第0 -0012	表 080810
警報表示板、補助警報表示板（岡山側のみ）									VKOBETU07	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	2		面						単第0 -0013	表 080810
押しボタン式通報装置									VKOBETU10	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	21		台						単第0 -0014	表 080810

* 測量業務委託費 *

内訳書

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
消火器収納箱									VKOBETU101	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検 四十曲										
見積	21		台						単第0 -0015	表 080810
非常用電話機・非常用電話収納箱									VKOBETU11	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	6		台						単第0 -0016	表 080810
非常電話案内板 1									VKOBETU102	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検 四十曲・間地・明地										
見積	37		台						単第0 -0017	表 080810
誘導表示板									VKOBETU12	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	22		枚						単第0 -0018	表 080810
坑口大型消火器									VKOBETU103	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検 四十曲										
見積	1		台						単第0 -0019	表 080810
間地トンネル									Y3999	(レベル3)
制御装置									VKOBETU01	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		台						単第0 -0010	表 080810
副制御装置									VKOBETU03	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		台						単第0 -0020	表 080810
警報表示板、補助警報表示板									VKOBETU06	00
道路トンネル非常用装置										
個別点検										
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	3		面						単第0 -0012	表 080810

* 測量業務委託費 *

内訳書

頁0-0006

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
押しボタン式通報装置 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	10		台			VKOBETU10 00 単第0 -0014 表 080810
押しボタン式通報装置一体型・消火器収納箱 道路トンネル非常用装置 個別点検 間地・明地・北ノ原 見積	10		台			VKOBETU105 00 単第0 -0021 表 080810
非常用電話機・非常用電話収納箱 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	10		台			VKOBETU11 00 単第0 -0016 表 080810
非常電話案内板 1 道路トンネル非常用装置 個別点検 四十曲・間地・明地 見積	72		台			VKOBETU102 00 単第0 -0017 表 080810
誘導表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	10		枚			VKOBETU12 00 単第0 -0018 表 080810
坑口中型消火器 道路トンネル非常用装置 個別点検 間地 見積	2		台			VKOBETU104 00 単第0 -0022 表 080810
明地トンネル						Y3999 (レール3)
制御装置 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		台			VKOBETU01 00 単第0 -0010 表 080810
制御装置(岡山県側のみ) 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		台			VKOBETU02 00 単第0 -0023 表 080810

＊ 測量業務委託費 ＊

内訳書

頁0-0007

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
警報表示板、補助警報表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	2		面			VKOBETU06 00 単第0 -0012 表 080810
警報表示板、補助警報表示板（岡山側のみ） 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		面			VKOBETU07 00 単第0 -0013 表 080810
押しボタン式通報装置 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	11		台			VKOBETU10 00 単第0 -0014 表 080810
押しボタン式通報装置一体型・消火器収納箱 道路トンネル非常用装置 個別点検 間地・明地・北ノ原 見積	11		台			VKOBETU105 00 単第0 -0021 表 080810
非常用電話機・非常用電話収納箱 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	4		台			VKOBETU11 00 単第0 -0016 表 080810
非常電話案内板 1 道路トンネル非常用装置 個別点検 四十曲・間地・明地 見積	33		台			VKOBETU102 00 単第0 -0017 表 080810
誘導表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	5		枚			VKOBETU12 00 単第0 -0018 表 080810
坑口大型消火器 道路トンネル非常用装置 個別点検 明地 見積	1		台			VKOBETU106 00 単第0 -0024 表 080810
生山トンネル						Y3999 (ｲﾍﾞﾙ3)

* 測量業務委託費 *

内訳書

頁0-0008

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
副制御装置 1 一体型・警報表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 生山 見積	1		台						VKOBETU107 00	
									単第0 -0025 表	080810
副制御装置 2 一体型・警報表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 生山 見積	1		台						VKOBETU108 00	
									単第0 -0026 表	080810
警報表示板手元操作盤 道路トンネル非常用装置 個別点検 生山・北ノ原 見積	2		台						VKOBETU110 00	
									単第0 -0027 表	080810
警報表示板、補助警報表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	1		面						VKOBETU06 00	
									単第0 -0012 表	080810
押しボタン式通報装置 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	8		台						VKOBETU10 00	
									単第0 -0014 表	080810
非常用電話機・非常用電話収納箱 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	4		台						VKOBETU11 00	
									単第0 -0016 表	080810
非常電話案内板 2 道路トンネル非常用装置 個別点検 生山・北ノ原 見積	26		枚						VKOBETU111 00	
									単第0 -0028 表	080810
北ノ原トンネル									Y3999 (ｲﾊﾞﾙ3)	
制御装置一体型・警報表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 北ノ原 見積	1		台						VKOBETU112 00	
									単第0 -0029 表	080810

＊ 測量業務委託費 ＊

内訳書

頁0-0009

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
副制御装置 3 一体型・警報表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 北ノ原 見積	1	台				VKOBETU109 00 単第0 -0030 表 080810
警報表示板手元操作盤 道路トンネル非常用装置 個別点検 生山・北ノ原 見積	2	台				VKOBETU110 00 単第0 -0027 表 080810
押しボタン式通報装置 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	18	台				VKOBETU10 00 単第0 -0014 表 080810
押しボタン式通報装置一体型・消火器収納箱 道路トンネル非常用装置 個別点検 間地・明地・北ノ原 見積	18	台				VKOBETU105 00 単第0 -0021 表 080810
非常用電話機・非常用電話収納箱 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	9	台				VKOBETU11 00 単第0 -0016 表 080810
非常電話案内板 2 道路トンネル非常用装置 個別点検 生山・北ノ原 見積	60	枚				VKOBETU111 00 単第0 -0028 表 080810
誘導表示板 道路トンネル非常用装置 個別点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛	8	枚				VKOBETU12 00 単第0 -0018 表 080810
直接測量費（人件費、材料費、機械経費）						
旅費交通費						Z0045

* 測量業務委託費 *

内訳書

頁0-0010

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
旅費交通費（測量） 調査・計画業務以外									STM03001X1 00 A=1,C=0	
	1			一式					単第0 -0031 表	080810
安全費									Z0003	
交通誘導警備員 A									R0368 00	
	2			人						080810 R
配置日数 見積 交通誘導警備員 B									R0369 00	
	2			人						080810 R
連絡車（ライトバン）運転 後尾誘導車 運転									STA07008 00	
	1			日					単第0 -0032 表	080810
電子成果品作成費・業務成果品費									Z0011	
				一式						
直接経費										
直接測量費										
諸経費										

＊ 測量業務委託費 ＊

内訳書

頁0-0011

	費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
業務価格											
消費税相当額											
業務費計											

施工単価表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	30.0	人			R03003 県単価 40,500円
*** 合計 ***	100	設備			
*** 単位当たり ***	1	設備			

施 工 単 価 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	12.5	人			R03003 県単価 40,500円
*** 合計 ***	100	設備			
*** 単位当たり ***	1	設備			

道路トンネル非常用装置

VS0UG0U00

施工単価表

単第0 -0003 表

頁0-0014

総合点検 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛 1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
押しボタン式通報装置（事故） 四十曲・間地・明地・生山・北ノ原 総合点検	1		一式			VS0UG0U11 単第0-0004 表 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛
火災と事故の優先動作 トンネル内 5 トンネル 総合点検	5		組			VS0UG0U04 単第0-0005 表 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛
総合停電動作の確認 トンネル内・坑口・事務所 5 トンネル 総合点検	5		組			VS0UG0U02 単第0-0006 表 国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛
*** 単位当たり ***	1		一式			

施工単価表

押しボタン式通報装置（事故）
四十曲・間地・明地・生山・北ノ原

VS0UGOU11

単第0 -0004 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	555.0	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	555.0	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	一式			
*** 単位当たり ***	1	一式			

火災と事故の優先動作
トンネル内 5トンネル

総合点検

VS0UG0U04

施工単価表

単第0 -0005 表

頁0-0016

国交省

電気通信施設点検業務標準歩掛

100

組

当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	1.88	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	1.88	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	組			
*** 単位当たり ***	1	組			

施 工 単 価 表

総合停電動作の確認

VS0UG0U02

単第0 -0006 表

トンネル内・坑口・事務所 5トンネル	総合点検	国交省	電気通信施設点検業務標準歩掛	100	組	当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	18.750		人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	18.750		人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100		組			
*** 単位当たり ***	1		組			

施 工 単 価 表

受信制御装置
道路トンネル非常用装置

VK0BETU05

単第0 -0007 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	58.750		人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	58.750		人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100		台			
*** 単位当たり ***	1		台			

施工単価表

VK0BETU09

単第0 -0008 表

監視盤
道路トンネル非常用装置

個別点検

国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛

100

面 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	5.00	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	5.00	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	面			
*** 単位当たり ***	1	面			

施 工 単 価 表

モニター盤
道路トンネル非常用装置

VK0BETU08

単第0 -0009 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	28.750	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	28.750	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	面			
*** 単位当たり ***	1	面			

施工単価表

制御装置
道路トンネル非常用装置

VKOBETU01

単第0 -0010 表

個別点検

国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛

100

台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	71.250		人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	71.250		人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100		台			
*** 単位当たり ***	1		台			

施 工 単 価 表

副制御装置（岡山県側のみ）
道路トンネル非常用装置

VK0BETU04

単第0 -0011 表

個別点検

国交省

電気通信施設点検業務標準歩掛

100

台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	13.750	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	13.750	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	台			
*** 単位当たり ***	1	台			

施 工 単 価 表

警報表示板、補助警報表示板
道路トンネル非常用装置

VK0BETU06

単第0 -0012 表

個別点検

国交省

電気通信施設点検業務標準歩掛

100

面 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	22.50	人			R03003
					県単価 40,500円
電気通信技術員	22.50	人			R03004
					県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	面			
*** 単位当たり ***	1	面			

施 工 単 価 表

警報表示板、補助警報表示板（岡山側のみ）
道路トンネル非常用装置

VK0BETU07

単第0 -0013 表

国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛

100

面 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	11.250	人			R03003
電気通信技術員	11.250	人			県単価 40,500円 R03004
*** 合計 ***	100	面			県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	面			

施工単価表

押しボタン式通報装置
道路トンネル非常用装置

VKOBETU10
個別点検
国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛 100 台 当り

単第0 -0014 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	15.00	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	15.00	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	台			
*** 単位当たり ***	1	台			

施 工 単 価 表

単第0 -0015 表

消火器収納箱
道路トンネル非常用装置

VKOBETU101
個別点検 四十曲

見積

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	0.041	人			R03003
					県単価 40,500円
電気通信技術員	0.041	人			R03004
					県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	台			

施工単価表

非常用電話機・非常用電話収納箱
道路トンネル非常用装置

VKOBETU11

単第0 -0016 表

個別点検

国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛

100

台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	8.50	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	8.50	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	台			
*** 単位当たり ***	1	台			

施 工 単 価 表

非常電話案内板 1
道路トンネル非常用装置

VKOBETU102
個別点検 四十曲・間地・明地

単第0 -0017 表

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術員	0.021	人			R03004 県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	台			

施 工 単 価 表

誘導表示板
道路トンネル非常用装置

VKOBETU12

単第0 -0018 表

個別点検

国交省 電気通信施設点検業務標準歩掛

100

枚 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	6.250	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	6.250	人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100	枚			
*** 単位当たり ***	1	枚			

施 工 単 価 表

単第0 -0019 表

坑口大型消火器
道路トンネル非常用装置

個別点検
VKOBETU103
四十曲

見積

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	0.052	人			R03003
					県単価 40,500円
電気通信技術員	0.052	人			R03004
					県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	台			

施工単価表

副制御装置
道路トンネル非常用装置

VKOBETU03

単第0 -0020 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	67.50		人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	67.50		人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100		台			
*** 単位当たり ***	1		台			

施工単価表

押しボタン式通報装置一体型・消火器収納箱
道路トンネル非常用装置

VK0BETU105
個別点検 間地・明地・北ノ原

単第0 -0021 表

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	0.042	人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	0.042	人			R03004 県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	台			

施 工 単 価 表

単第0 -0022 表

坑口中型消火器
道路トンネル非常用装置

個別点検
間地

VKOBETU104

見積

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	0.052		人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	0.052		人			R03004 県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1		台			

施 工 単 価 表

制御装置（岡山県側のみ）
道路トンネル非常用装置

VK0BETU02

単第0 -0023 表

個別点検

国交省

電気通信施設点検業務標準歩掛

100

台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	13.750		人			R03003 県単価 40,500円
電気通信技術員	13.750		人			R03004 県単価 27,200円
*** 合計 ***	100		台			
*** 単位当たり ***	1		台			

施 工 単 価 表

単第0 -0024 表

坑口大型消火器
道路トンネル非常用装置

個別点検
明地

VKOBETU106

見積

1

台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	0.062	人			R03003
					県単価 40,500円
電気通信技術員	0.062	人			R03004
					県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	台			

施 工 単 価 表

副制御装置 1 一体型・警報表示板
道路トンネル非常用装置

個別点検 生山 VK0BETU107

単第0 -0025 表

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	2.50	人			R03003
電気通信技術員	1.750	人			県単価 40,500円 R03004
*** 単位当たり ***	1	台			県単価 27,200円

施 工 単 価 表

副制御装置 2 一体型・警報表示板
道路トンネル非常用装置

VK0BETU108
個別点検 生山

単第0 -0026 表

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	2.00	人			R03003
電気通信技術員	1.750	人			県単価 40,500円 R03004
*** 単位当たり ***	1	台			県単価 27,200円

個別点検

生山・北ノ原

見積

1

台 当り

[illegible]

施 工 単 価 表

単第0 -0028 表

非常電話案内板 2
道路トンネル非常用装置

個別点検
VKOBETU111
生山・北ノ原

見積

1 枚 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術員	0.015	人			R03004 県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	枚			

施 工 単 価 表

制御装置一体型・警報表示板
道路トンネル非常用装置

個別点検
VKOBETU112
北ノ原

単第0 -0029 表

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	3.00	人			R03003
					県単価 40,500円
電気通信技術員	1.750	人			R03004
					県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	台			

施 工 単 価 表

副制御装置 3 一体型・警報表示板
道路トンネル非常用装置

個別点検 VK0BETU109
北ノ原

単第0 -0030 表

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気通信技術者	2.00	人			R03003
					県単価 40,500円
電気通信技術員	1.750	人			R03004
					県単価 27,200円
*** 単位当たり ***	1	台			

旅費交通費（測量）
調査・計画業務以外

STM03001X1

施工単価表

単第0 -0031 表

頁0-0042

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
旅費交通費	1.00	一式			E0001
*** 単位当たり ***	1	一式			
A=1 宿泊，滞在を伴わない業務の場合			C=0 往復旅行時間にかかる直接人件費（円）		

施 工 単 価 表

連絡車（ライトバン）運転
後尾誘導車 運転

STA07008

単第0 -0032 表

日数 見積 1 日 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガソリン レギュラー スタンド	5.4	L			TTPC00014 2.7*2 レギュラー(スタンド)
ライトバン ガソリンエンジン・二輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	2.0	時間			M3955 運転時間当たり損料
ライトバン ガソリンエンジン・二輪駆動 乗車定員5名排気量1.5L	1.0	日			M3955 供用日当たり損料
*** 単位当たり ***	1	日			